県の 水道料金 改定に伴い

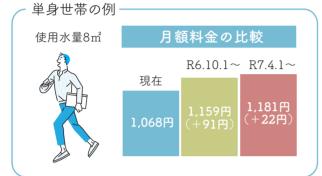
うるま市の水道料金を段階的に改定します。

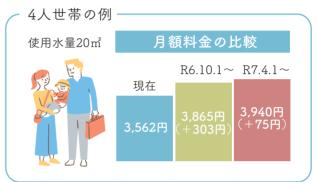
令和6年10月1日より沖縄県水道料金の段階的な改定が行われることになりました。本市水道事業は、県企業局から浄水を購入し、水道利用者の皆さんに水道水を供給しています。水道事業の健全な経営を図り、水道サービスを維持するため、本市でも料金の改定が必要となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

県に合わせて、令和6年10月1日および令和7年4月1日に段階的な料金改定を行います。 ※県で水道料金の減免の追加などがあった場合には、本市も減免を行います。

月の水道料金の比較(税込)

※モデルケースです。実際の使用水量により増減します。





Q. そもそもなぜ料金改定が必要なの?

本市では、県企業局から浄水を購入しているため、県水道料金の改定に伴い、同じタイミングで改定を行わなければ、経営状況が悪化(料金回収率が赤字に転じるなど)し、老朽施設の更新や維持管理業務への影響が 懸念されます。

水道は言うまでもなく、市民の暮らしに欠くことのできない重要なインフラであり、安心・安全な水道水の安定供給を維持するために、本市水道料金の改定が必要です。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

Q.今後はどうなるの?

この度の料金改定については、沖縄県の水道料金の改定が直接的な要因となっていますが、県は今後も4年ごとに適正な料金水準を検討するものと伺っています(動力費(電気料金等)の上昇、老朽化施設の更新費用等、経営状況の急激な悪化の見込み、耐震化等)。そのため本市においても、40年以上前に整備された老朽管路の更新費用や、災害に備えた耐震化費用の増加見込みに、物価高騰の影響も重なり、県と同様に保有する施設の更新や耐震化を考慮した料金改定の必要性を検討していかなければならないのが現状です。

Q.何月分から適用されるの?

○令和6年9月30日以前から継続して使用している場合

<mark>改定日</mark> 【10月1日】 【11月1日】

9月検針(10月請求)

10月検針(11月請求)

11月検針(12月請求)

改定前料金

改定前料金

改定後料金

※継続して使用している世帯は改定後の翌月検針分からの適用です。

市ホームページで、より詳細な内容を掲載しておりますので、ご覧ください。